

## 議案第 79 号

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係  
条例の整理に関する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例  
の整理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係  
条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を  
「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示  
された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、  
「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基  
準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特  
例基準割合に」に改める。

- (1) 向日市延滞金徴収条例（昭和40年条例第18号）附則第3  
項
- (2) 向日市国民健康保険条例（平成5年条例第5号）附則第5条
- (3) 向日市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1  
号）附則第2項
- (4) 向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）附則第2条  
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の向日市延滞金徴収条例附則第3項、向日市国民健康保  
険条例附則第5条、向日市後期高齢者医療に関する条例附則第2  
項及び向日市介護保険条例附則第2条の規定は、延滞金のうち令

和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日  
前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市延滞金徴収条例の一部改正（第1号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

向日市国民健康保険条例の一部改正（第2号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第28条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第28条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>



向日市介護保険条例の一部改正（第4号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>